

## 今後の集落農業の活性化を図るために 集落営農組織の「育成」「体制強化」「連携・合併」を進めましょう！

芳賀農業振興事務所では、市町やＪＡ等と連携して、担い手の高齢化・後継者不足等の地域農業の課題への対応方策として、

- 1 中山間地域の農地を守るための 「集落営農組織の育成」
- 2 世代交代を進めていくための 「集落営農組織の体制強化」
- 3 効率的な営農を促進するための 「集落営農組織の連携・合併」

を進めるため、話し合い等を実施しています。

集落営農組織は、中山間地域や大規模土地利用型農業経営体が不足する地域で育成され、地域を担う重要な役割を果たしています。

・平坦部の地域は、大規模土地利用型農業経営体への集積が進み、毎年10ha規模で耕作面積が増えています。

特に、真岡市二宮地区は、いちご農家が大規模土地利用型農業経営体に水田を委託することで、園芸と耕種の棲み分けが進んでいます。



〔集落営農法人構成員によるいちご栽培〕

・大規模土地利用型農業経営体が不足する地域は、集落営農組織による耕作が行われています。

特に、平成19年から実施された「品目横断的経営安定対策」において、経営面積要件（20ha以上）を満たすために設立された枝番管理による集落営農組織が多く、本来の集落営農の機能が果たされていないのが実態です。



〔集落営農法人による麦栽培〕

・中山間地域では、高齢化による農家のリタイヤが進み、耕作放棄地の発生が懸念される中で、地域の農地を守るために集落営農組織が設立されています。

特に、圃場整備未実施の地域は、急速に耕作放棄化が進んでいるため、全ての農地を守ろうとするのではなく、地域での話し合いにより耕作する農地を限定することも必要です。



〔集落営農組合での水稻栽培〕

大規模土地利用型農業経営体が不足し、耕作に支障をきたしつつある中山間地域などの地域は、集落営農による耕作を真剣に考える必要があります。

# 集落営農組織の「育成」「体制強化」「連携・合併」の事例を紹介します。

## 1 集落営農組織の育成

### 事例1：鮎田営農組合（オペレーター型） 平成31年2月27日設立

#### 茂木町鮎田集落を耕作範囲とした集落営農組合

- ①構成員数：3戸
- ②耕作面積：設立時 水稲 4.95ha  
令和4年 水稲 6.6ha（主食用米：2.1ha、飼料用米：4.5ha）
- ③特徴的な取組
  - ・地域の養鶏法人から鶏ふん堆肥を購入し、水田に投入することにより、肥料費を削減しています。
  - ・構成員が、共同作業、機械の共同利用、共同出荷、経理の一元化に取り組んでいます。
  - ・構成員には、作業量に応じた手当てを分配しています。



〔平成31年2月27日：設立総会〕



〔県営中山間地域総合整備事業（水路整備）〕

### 事例2：稲北集落営農組合（集落ぐるみ型） 平成22年12月20日設立

#### 芳賀町稲毛田集落を耕作範囲とする集落営農組合

- ①構成員数：設立時10戸、現在8戸
- ②耕作面積：設立時 水稲 15ha  
令和4年 水稲 20ha（主食用米：10ha、飼料用米：10ha）
- ③特徴的な取組
  - ・経営の効率化を図るため、耕種農家が個別に所有していた田植機とコンバインを処分し、組合で導入して、共同作業を行っています。
  - 現在は、トラクター、ブームスプレーヤも所有しています。
  - ・構成員（なし農家とトマト農家）が、「コシヒカリ」と「あさひの夢」の収穫作業を手分けして取り組んでいます。



〔集落営農組合の構成員による「なし」栽培〕

## ◇今年度の集落営農組合育成の取組事例紹介

### M町M集落で集落営農組合設立の合意形成を実施

#### 1 組織化に向けて動き出すポイント

##### (1) 集落営農への熱い思い

- ・集落内に組織化に対して熱い思いを持っている人（農業者）がいた。  
⇒個人個人が農業機械一式を揃えて、赤字経営が分かっているながら、水田を耕作するのは無理がある。

##### (2) 集落内の農業者に相談

- ・自分の思いを集落内の農業者に率直に相談し、同じ意思を持った仲間数人を集めた。

##### (3) 関係機関に相談、勉強会の開催を打診

- ・JA、町、農業振興事務所に相談し、集落を対象とした集落営農勉強会を開催し、出席者1人1人から意見や考えを聴いた。  
⇒集落全員に声をかけることが重要である。

##### (4) 集落だけで話し合いの機会を持ち、集落営農組織化の可否を決定

- ・構成員8人で組織化を進めることとした。
- ・令和7年度から中山間地域等直接支払交付金制度（第6期対策）に取り組むこととした。

### M集落営農組合（集落営農と個人による耕作に分かれる）

#### 集落営農による耕作（共同管理）

- ・構成員：8人

#### 〔主な内容〕

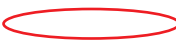
- 1 共同作業
- 2 機械の共同利用
- 3 共同出荷
- 4 経理の一元化
- 5 収益の分配

#### 個人経営による耕作

- ・今まで通り個人経営を継続する。

いずれ個人耕作が不可能になったら集落営農による耕作に加わる。

※特に、機械作業が困難になるのを感じたら、集落営農組合に作業を委託する。

◎重点的に集落営農を推進すべきと考えられる地域を  で示しました。

今後、関係機関を交えて地域農業者による話し合いが必要です。



〔集落営農勉強会〕



## 2 集落営農組織の体制強化

### 事例1：農事組合法人亀山集落営農組合 平成24年12月21日設立

#### 品目横断的経営安定対策（平成19年）導入を契機に設立された集落営農法人

①構成員数：21戸

②耕作面積：そば 16ha（年々増加）、水稲 66a

③抱える課題

- ・水稲と麦（二条大麦、六条大麦、小麦）は、枝番管理であり、本来の集落営農の機能を果たしていない。
- ・設立以来、代表理事が替わっていないため、世代交代がされていない。

④体制強化の方向

- ・亀山集落から新たな担い手を探し、亀山集落営農組合の主力となって耕作する。
- ・新たな担い手には、労力に見合った労賃を支払うことのできる経営体を目指す。



〔体制強化検討会〕



〔研修会での説明〕

### 事例2：生田目集落営農組合 平成18年8月31日設立

#### 品目横断的経営安定対策（平成19年）導入を契機に設立された集落営農組合

①構成員数：70戸

②耕作面積：二条大麦 29ha、大豆 19ha、コスモス 10ha

※転作の集落営農組合であり、1年おきに水稲（個人経営）と麦⇒大豆又はコスモスをブロックローテーションにより作付け

③抱える課題

- ・受託可能な水稲生産者は、3人になり、ここ2年～3年で生田目集落外の担い手への委託が見られ、一部の水田ブロックローテーションの運営に支障をきたしている。

④体制強化の方向

- ・生田目集落営農組合員（70戸）の後継者に実態調査を行い、調査結果に基づき1軒ずつ生田目集落営農組合への参画を打診し、担い手不足を補っていく。



〔コスモス栽培：コスモス祭り実施（10月）〕



〔研修会での説明〕

### 事例3：農事組合法人農音 平成31年1月17日設立

#### 芳賀町上延生集落を耕作範囲とした集落営農法人

①構成員数：11戸

②耕作面積：水稲38ha（主食用米：15ha、飼料用米：23ha）

※飼料用米のうち17haは、集落内の酪農法人と連携したSGS（ソフトグレンサイレージ）

③抱える課題

・組織化して3年が経過したが、水稲のみの経営であり、水田フル活用に至っていない。また、農業資材（肥料等）の価格が高騰し、経営を圧迫している。

④体制強化の方向

・耕畜連携での牛ふん堆肥や鶏ふん堆肥を投入し、肥料費の更なる削減を図る。  
・露地野菜担当者を新たに1名設置し、令和4年から高収益作物（たまねぎ）の試作導入を始めた。



〔H31.1.17：設立総会〕

#### ◇集落営農組織体制強化のポイント

##### 力を入れるべき集落営農組織

・平成19年「品目横断的経営安定対策」により設立され、設立当初の構成員が高齢化して、世代交代や組織の見直しが必要な組織の中で、危機感を感じている組織



##### 良く見受けられる問題点

- ・組織設立に当たり、絶対的に話し合いが不足している。
- ・枝番管理が大半で、個人の寄せ集めが実態となっている。
- ・構成員の誰かが耕作できなくなっても、集落営農組織自らの耕作は困難になる。



##### 話し合いの展開（関係機関の取組）

ステップ1：現状把握

⇒集落営農組織リーダー巡回、聞き取り、意見交換による今後の方向性の検討 ※ここが最も重要

ステップ2：役員会での話し合い

⇒現状、今後の方向性説明、意見交換

ステップ3：構成員を集めての話し合い

⇒現状、今後の方向性確認、集落内担い手掘り起こし依頼

ステップ4：新たな人材を入れた場合の方策検討

⇒集落内担い手就農のための就農候補地の提示（15ha程度）



〔営農検討の話し合い〕

### 3 集落営農組織の連携・合併

#### 事例1：益子町南部地区の5集落営農組織

- 1 構成組織：生田目集落営農組合、株式会社益子未来ファーム、前沢集落営農組合  
農事組合法人上山集落営農組合、小泉・本沼集落営農組合
- 2 今までの連携：麦・大豆・そばの水系に沿った転作の推進連携確認（4組織）  
：麦・大豆・そばの種子・肥料・農薬の相互融通確認（4組織）  
令和3年10月から連携の話し合いを行っています。

#### 今年度の取組

##### 1 連携の動き

- (1) 緊急支援料金（緊急オペレーター料金）の設定  
・地域内に不測の事態（オペレーターの怪我や病気、機械の故障、自然災害等）が発生した場合に、南部地区の集落営農組織が支援する。  
⇒料金は、原則として益子町農業委員会が定める農作業賃金等の標準額とする。  
定めのない場合は、協議の上、世間並みの料金で作業を行う。
- (2) 化学肥料（1銘柄）を大口取引価格で購入  
・集落営農組織が購入する場合は、購入量の多少によらず、大口取引料金で肥料を購入する。
- (3) 益子町南部地区土地利用型農業産地ビジョン（骨子）の策定  
・5集落営農組織が、意識を統一して南部地区の土地利用型農業振興を図るための産地ビジョン（骨子）を策定した。  
⇒目指すべき方向は、以下の3点。
  - ①水田農業の高収益化、省力化、低コスト化  
水稲、麦、大豆、そばのブロックローテーションによる高収益化、省力化、低コスト化を図る。
  - ②畑作農業の高収益化、省力化、低コスト化  
小泉・本沼地区では、畑圃場整備事業の実施（令和2年度～4年度）に伴い、畑区画、かん水施設、道路が整備され、輪作体系の確立による高収益化、省力化、低コスト化を図る。
  - ③担い手の確保・育成  
後継者の集落営農組織への参画を働きかけるとともに、定年退職者の就農及び雇用就農の推進、新規参入者の受入を図る。

#### 来年度の重点推進

- ・益子町南部地区土地利用型農業産地ビジョンの策定及び進行管理



〔5集落営農組織による土地利用型農業連携検討会〕

## 事例2：市貝町小貝地区北部3集落営農法人

- 1 構成組織：農事組合法人杉山営農組合、農事組合法人続谷営農組合  
農事組合法人小貝川営農組合
- 2 今までの連携・統合
  - ・連携：飼料用米（数ha）で代掻き・苗運び・田植えの作業連携検討
  - ・統合：合意形成⇒目標は、令和6年1月に新法人を設立し、3法人を統合  
令和3年6月から連携・統合の話し合いを行っています。

### 今年度の取組（令和5年からの取組に向けた）

- 1 連携の動き
  - (1) 資材の統一
    - ・化学肥料は、品種や栽培用途別に統一する。  
⇒コシヒカリ、とちぎの星、WCS
    - ・農薬は、栽培体系や雑草の発生状況を共有し、徐々に統一する。
  - (2) 共同購入
    - ・購入先を一本化し共同購入する。
  - (3) WCSの共同作業
    - ・播種（密苗）～田植え～栽培管理
- 2 統合の動き
  - (1) 3集落営農法人の統合勉強会の開催
    - ・専門家（税理士）の説明を受ける。
  - (2) 機械の査定及び選定
    - ・3集落営農法人ごとに機械の査定を受け、新たな法人が目標とする耕作面積（100ha）を見越した機械を選定する。
  - (3) 新たな農地所有適格法人の設立
    - ・新たな法人を令和6年1月を目途に設立し、3集落営農法人を新たな法人に統合する。その後、3集落営農法人は、解散する。

### 来年度の重点推進

- ・3集落営農法人の統合に向けた組織ごとの諸々の調整及び円滑な推進



〔3集落営農法人による連携・統合検討会〕

話し合いのコーディネーターは、関係機関が務め、5年後～10年後を見越して、今後も継続した話し合いを進めていきます。

## 具体的な支援策（集落営農活性化プロジェクト促進事業）

1 目的：集落営農組織の活性化を図るため、地域の実情に即し、**持続的な経営の実現に向けたビジョンづくりや人材の確保、収益力向上に向けた取組などに対して、支援**を行います。

2 内容【集落ビジョンに基づき、最長4年間（補助上限額1,000万円）助成】

### (1) 集落営農活性化ビジョン推進事業【定額】

内 容：集落営農組織の活性化に必要なビジョン策定等に要する経費の助成

事業主体：集落営農組織若しくは連携組織

補助対象：**ビジョン策定に必要な専門家派遣等**

⇒旅費、謝金、印刷製本費、需要費、使用料及び賃借料、備品購入費等

#### **ビジョン実行となる若者等の雇用**

⇒給料（フルタイム）又は報酬（パートタイム）

扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当

勤勉手当、社会保険料及び労働保険料

※上限100万円／年×最大3年間

#### **ビジョン実行のための高収益作物の試験栽培等**

⇒高収益作物の試験栽培（種苗費、資機材費、燃料費、光熱水費、農業用機械等のリース料等）

※1ビジョン2作物かつ1作物上限30a

加工品の試作（委託費、機械等のリース料等）

販路開拓（展示会等出展費、旅費、販売用のホームページ作成費等）

#### **ビジョン実行のための組織の法人化に必要な経費（25万円）**

### (2) 集落営農活性化ビジョン推進体制整備事業【1／2以内】

内 容：集落営農組織の活性化に必要な共同利用機械等の導入に要する経費の助成

事業主体：集落営農組織若しくは連携組織

補助対象：**共同利用機械の導入**

⇒整備内容ごとに事業費が50万円以上（中古による導入を含む）

新品時の法定耐用年数が、おおむね5年以上20年以下のもの

※中古の場合は、耐用年数が2年以上のもの

法定耐用年数を経過した機械は、販売店等による2年間以上の保証があるもの

○問合せ 栃木県芳賀農業振興事務所  
経営普及部経営指導担当  
住所：〒321-4305  
真岡市荒町116-1  
(栃木県庁芳賀庁舎4階)  
TEL 0285-82-3074  
FAX 0285-83-6245

〔令和5（2023）年1月発行〕

